

(参考2)

## 日本経団連要望に対する各府省の対応状況(整理表)

(表1)

:各府省において積極的な取組を行うこととしているもの

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
1	(1) <b>新事業等の創出とその円滑化を図るための規制改革</b> <b>情報関連ビジネス</b> ・無線(非接触)による自動認識システム(Radio Frequency Identification :RFID)について、故障修理時等の代替機器の導入時や業務量に応じた機器の入替え時の手続の簡素化	構内無線局の運用における予備装置の使用を認めるため、関係告示の改正を予定(平成14年度中)。	総務省	
2	・無線(非接触)による自動認識システム(Radio Frequency Identification :RFID)について、周波数ホッピング方式の構内無線局に係る出力範囲の従来方式と同程度までの引き上げ	同一周波数帯を使用する無線LAN等との共存可能性を検討する必要があるため、情報通信審議会において審議開始予定(本年9月)。 本年度中に導入の可能性について結論を得る予定。	総務省	
3	<b>新エネルギー関連ビジネス</b> ・燃料電池自動車の普及促進のための関係法令(高圧ガス保安法、建築基準法、道路運送車両法、道路法)の見直し	(資源エネルギー庁原子力安全・保安院) (高圧ガス保安法) 燃料電池については、政府として2005年度を目途に、安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を進めることとしており、関係省庁の緊密な連携を図るため、「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」が設置されている。	資源エネルギー庁原子力安全・保安院、国土交通省	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
4	・マイクロガスタービン(MGT)等の系統接続に係る系統連系保護装置の設置要件の緩和	系統連系に係る保護装置については、国が「系統連系技術要件ガイドライン」を公表している。これは事業者間での協議が円滑になされるように定められた標準的な指標であり、保護装置の設置が法的に義務付けられているものではない。なお、ガイドラインについては、事業者や有識者による技術的検討を踏まえ、14年度中に見直しを図る予定。	資源エネルギー庁 原子力安全・保安院	
5	<b>リサイクル関連ビジネス</b> ・資源循環促進の観点からの <u>廃棄物の範囲</u> 等の見直し、ならびに <u>再生利用認定制度の対象範囲の拡大</u>	廃棄物の定義(範囲)の在り方については、中央環境審議会における廃棄物・リサイクル制度の基本問題の検討の一環として検討しており、平成14年3月に中間取りまとめが行われたところ。今後さらに検討を行い、平成14年中を目途として検討の最終的な取りまとめを行う予定。	環境省	
6		再生利用認定制度の対象のさらなる拡大については、現在事業者から具体的相談を受けているものについて追加の方向で検討中であり、他にも具体的な話を環境省に連絡すれば、具体的に検討することは可能。		
7	・広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し	現在、廃棄物・リサイクル制度の基本問題の一環として、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なリサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、広域的・効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点も踏まえ、さらに規制改革を検討中。同部会において平成14年3月に中間取りまとめを行ったところ。 今後パブリックコメントの結果も踏まえ、さらに検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。	環境省	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
8	<b>人材関連ビジネス</b> ・労働者派遣法における派遣対象業務の拡大と派遣期間制限の見直し	労働者派遣事業制度や職業紹介事業制度を含む労働力需給調整制度全体の在り方について、平成 13 年 8 月 31 日から労働政策審議会職業安定分科会民間労働力需給制度部会で見直し検討を開始しているところ。同部会においては、関係者からのヒアリング等を実施しており、総合的実態調査等による平成 11 年改正法の施行状況の的確な把握等を踏まえ、検討を進め、結論をとりまとめる。	厚生労働省	「迅速に検討・結論」
9	・紹介予定派遣制度の実効性確保に向けた労働者派遣法の見直し			「迅速に検討」
10	・職業紹介における求職者からの手数料規制の更なる緩和			
11	・労働者派遣事業許可制度の見直し			
12	<b>アウトソーシング・ビジネス、検査・検 定ビジネス</b> ・人事・労務関連書類等の有償作成代行サービス事業の拡大	社会保険労務士の事務所の形態について、法人組織の形態を認める社会保険労務士法人制度を創設することについては、次期法改正時(第 154 回通常国会において、議員立法として提案された社会保険労務士法の一部を改正する法律案の改正項目としても盛り込まれたが、継続審議)に措置を講じる予定。	厚生労働省	
13	<b>会社設立、資金・人材確保関連</b> ・株式の公開買付制度の見直し	企業組織の再編を活性化させる等の観点から、投資家保護に留意しつつ、公開買付規制の適用除外要件の拡大について、14 年度中に検討を行う予定。	金融庁	「平成 14 年度中に検討開始」

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
14	・有価証券の発行届出書及び訂正届出書の効力発生期間の短縮化	企業のタイムリーな資金調達を可能とするため、投資家保護の観点から適当であると認められる有価証券届出書についての効力発生までの期間の短縮について、14年度中に検討を行う予定。	金融庁	「14年度中に検討」
15	・ 有期労働契約に係る規制の緩和	今後の労働条件に係る制度の在り方について、現在労働政策審議会労働条件分科会で検討を行っている。	厚生労働省	「迅速に検討・結論」
16	・ 企画業務型裁量労働制に係る規制の緩和			
17	・ 企画業務型裁量労働制におけるみなし労働時間の定めのない制度の創設			
18	<b>サービス供給主体の多様化</b> ・保険会社及び信託銀行等の子会社等による企業年金制度管理の共同事業化	平成14年度上期中に内閣府令を改正し、企業年金の制度管理業務を金融関連業務を営む子会社の業務範囲に追加予定	金融庁	
19	<b>(2) 公的関与の強い分野(「官製市場」)での事業を活性化するための規制改革</b> <b>公共調達関連市場</b> ・公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続の見直し	(内閣官房) 官庁営繕に係る競争参加資格申請手続のインターネットによる一元的受付については、関係府省庁会議において、平成17・18年度競争参加資格に関する申請手続きにつき、平成16年度から実施することを決定。	一般競争入札を行う各省各庁	
20		(農林水産省) 競争入札参加資格申請手続きのインターネットによる受付については、平成15、16年度の資格に係る受付から実施する予定である。	一般競争入札を行う各省各庁	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
21	<b>医療関連市場</b> ・ 一般用医薬品の承認申請資料の簡素化	医薬局長の私的懇談会である「一般用医薬品承認審査合理化等検討会」において検討を開始したところである。その結果を踏まえ、更に具体的な検討を行う予定。	厚生労働省	
22	<b>(3) ビジネス・生活インフラ整備のための規制改革</b> <b>物流効率化等高コスト構造の是正</b> ・ 効率的なSCM(サプライチェーン・マネジメント)構築に向けた下請法の運用緩和	平成14年9月から公正取引委員会で開催されている「企業取引研究会」において、下請法の規制・運用の在り方について検討が行われているが、その一環として効率的なSCM(サプライチェーン・マネジメント)の構築に係る下請法上の問題点の有無についても検討する予定。	公正取引委員会、経済産業省	
23	・ 通関体制の整備(税関の執務時間の拡大、執務時間外手数料の廃止等)	(夜間・休日通関のための常駐体制の整備) 本年10月から港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対応する上での問題点を把握するため、コンテナ貨物取扱実績の多い官署において、税関の執務時間外における一定の時間帯に職員を配置する通関体制の試行を実施することとしている。	財務省	
24	<b>土地利用の高度化・効率化</b> ・ 宅地建物取引業者の業務範囲の確定等	平成14年度中に検討・結論。	国土交通省	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
25	<b>資産流動化関連事業の環境整備</b> ・資産流動化法関連の手続きの見直し	経団連要望の(2)について(公正取引委員会) 特定持分信託に対する独占禁止法上の5%ルール(第11条)の適用については、独占禁止法一部改正法(平成14年法律第47号。平成14年5月29日公布。第11条関係の施行日は公布日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日)により、第11条が改正されたことを受け、同法の施行日までに、公正取引委員会規則の改正等により、銀行又は保険会社による特定目的会社(SPC)の議決権保有について第11条の規制対象から除外する方向で検討中(平成14年9月にパブリックコメントを実施)。	公正取引委員会	
26	・リース債権等の流動化に関する規制緩和	計画実施状況の報告義務の緩和措置について本年度中に通達を改正し、法6条により提出が義務付けられている計画の内容の簡素化については本年度中に施行規則を改正する予定。	経済産業省、金融庁	
27	<b>各種行政諸手続きの簡素・合理化</b> ・損害保険募集における禁止行為の明確化	平成14年度を目途に措置を行う。	金融庁	
28	・銀行と証券子会社との店舗等の共用に係わる 手続等の緩和	証券会社と親子関係にある銀行等との店舗の共用制限を定めた箇所の削除等を盛り込んだ内閣府令の改正案を8月28日に公表し、現在パブリックコメントを実施中(9月9日まで)。 なお、当該府例の施行に合わせて事務ガイドラインを同日付けで改定。	金融庁	